

横瀬町森林整備計画変更計画

平成29年 3月31日

計画期間

自 平成25年 4月 1日

～

至 平成35年 3月31日

埼玉県

秩父郡 横瀬町

1. 変更の理由

森林法等の一部を改正する法律（平成28年法律第44号）の施行により、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画制度において、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の設定等が新たに措置されたため、平成25年3月27日に樹立（平成26年4月1日に変更）した横瀬町森林整備計画について、同法第10条の6第3項の規定に基づき変更するものである。

なお、この変更の効力は、平成29年4月1日から生じる。

2. 変更年月日

平成29年 3月31日

3. 変更事項（新旧対照表）

変 更	現 行									
<p>I・II（略） III 森林の保護に関する事項</p> <p>第1 <u>鳥獣害の防止に関する事項</u></p> <p>1 <u>鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法</u></p> <p>（1）<u>区域の設定</u></p> <p>（2）<u>鳥獣害の防止の方法</u></p> <p>別表3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象鳥獣の種類</th> <th style="text-align: center;">森林の区域</th> <th style="text-align: center;">面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ニホンジカ</td> <td style="text-align: center;">別添概要図のとおり</td> <td style="text-align: center;">4, 0 8 4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">8 1</td> <td style="text-align: center;">4, 0 8 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>その他必要な事項</u></p> <p>第2 <u>森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</u></p> <p>1 <u>森林病虫害等の駆除及び予防の方法</u></p> <p>（1）<u>森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法</u></p> <p>（2）その他</p> <p>2 <u>鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）</u></p> <p>3～5（略）</p> <p>IV・V（略）</p>	対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)	ニホンジカ	別添概要図のとおり	4, 0 8 4	合 計	8 1	4, 0 8 4	<p>I・II（略） III <u>森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</u> （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>1 <u>森林病虫害の駆除及び予防の方法</u></p> <p>（1）<u>森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法</u></p> <p>（2）その他</p> <p>2 <u>鳥獣による森林被害対策の方法</u></p> <p>3～5（略）</p> <p>IV・V（略）</p>
対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)								
ニホンジカ	別添概要図のとおり	4, 0 8 4								
合 計	8 1	4, 0 8 4								

4. 変更事項

I・II (略)

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）又は捕獲（わな捕獲、銃器による捕獲等）による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	別添概要図のとおり	4,084
合計	81	4,084

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害が続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ病についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図っていく。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）等の対策について、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等と協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

3 ～ 5 （略）

IV・V （略）